

第8章 事業の円滑な運営と推進体制

1 計画実現のための体制づくり

(1) 介護サービス等の質的向上

利用者が安心して質の高い介護サービスを受けられるようにするためには、サービス量の拡大に応じた質の確保と向上に向けた取り組みが必要です。そのため、介護支援専門員や介護職員などを対象とした研修や講習会等の参加を促進し、資質の向上を図ります。

(2) 広報活動の充実

介護保険サービスの利用促進や円滑な提供を実施するため、広報誌や民生委員児童委員、老人クラブなど地域組織や医療機関、サービス事業者などと連携しながら幅広く情報提供を行い、介護保険制度や改正内容の啓発に努めます。

(3) サービス情報の提供

高齢者が必要な時に必要なサービスを受けられるよう、広報誌や市ホームページなどを積極的に活用し、必要な情報を高齢者に配慮した分かりやすい内容で提供するように努めるとともに、利用に際しての様々な相談に適切に応じられるよう取り組みます。

(4) 庁内体制の整備

市は、持続可能な介護保険制度の適切な運営に向けて、適正な要支援・要介護認定、介護保険サービスの確保、保険料の徴収などに努めていきます。さらに、市民ニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな高齢者保健福祉施策を総合的、一体的に推進していきます。

また、福祉事業・保健事業、その他生涯学習、社会参加、バリアフリー化などの関連施策等の実施のため、関係各課と十分な連携をとって適切な対応を図ります。

(5) 地域福祉の体制の整備

今後も高齢化が進展する中で、地域包括支援センターや社会福祉協議会、NPO やボランティア、民生委員児童委員協議会、まちづくり協議会などの市内の関係機関・団体との連携を強化し、地域住民がともに助け支え合う地域づくりや地域コミュニティ組織の連携を支援し、地域ケア体制、高齢者見守り体制の充実に努めます。

2 サービスの円滑な提供

市内の指定居宅介護支援等の介護事業者が、指定居宅サービス、指定介護予防サービス、または指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスの介護事業者と連携して、適切な居宅サービス計画等を作成することができるよう、介護事業者に関する情報提供や関係事業者相互間の情報交換のための体制整備など、連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供に努めます。

また、地域包括ケアシステムの推進に向けて、医療機関相互の連携強化や訪問看護体制の充実などにより在宅医療・介護の連携を推進します。

(1) 介護予防・健康づくりの推進

要支援または要介護になるおそれのある高齢者を対象に介護予防のための事業を実施するとともに、介護予防プログラムへの参加を促進するため情報提供や関係機関等と連携を図ります。

(2) 介護保険サービスの充実

在宅サービスは、今後とも適正なサービス利用量を見込み、事業者の情報提供することにより、必要なサービス量が確保されるよう努めます。

日常生活圏域での適正なサービスの質的向上、サービス提供については、利用者が選択しやすいサービス提供事業者の情報提供、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上など、サービス提供体制の充実に努めます。

施設サービスは、入所待機者の状況、介護保険料への影響などを考慮しながら、施設整備を推進します。

(3) 地域人材の発掘・育成

介護従事者の人材確保については、今後見込まれる介護需要や施設整備に対応するため、介護事業所と協議し、可能な人材確保策を検討します。

介護人材育成のための市の助成制度の活用により、各種研修やセミナー等への参加促進に努めるとともに、県と連携を図りながら、介護サービス事業者の質の向上を図ります。

高齢者が安心して介護保険サービスや保健福祉サービスを利用できるよう、事業者への適切な支援やサービスの質の向上に向けた取り組みを推進します。

また、今後、介護需要が一層高まることから障がい福祉分野、保健医療分野とも連携した、福祉や介護の人材確保、育成、定着支援に関する総合的な取り組みを推進します。

3 介護給付費適正化事業

保険給付費は年々増加する見込みです。団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向けた介護サービス提供基盤の整備を進め、県、介護保険サービス事業者、介護支援専門員等との連携により、介護保険給付費の適正化に努めます。

(1) 要介護認定の適正化

介護保険制度では、介護度によって保険給付の限度額が異なることから公平・公正な認定を行うことが重要であるため、年1回以上定期的に認定審査会委員研修を実施し、公平・公正な要介護認定の審査・判定業務に努めます。

また、訪問調査員研修会の実施や認定調査関連情報の提供を図り、認定調査員の質的向上にも努めます。

(2) ケアマネジメント等の適正化

県の介護給付費適正化計画と連携して、介護支援専門員の資質向上を図るため研修機会を充実し、ケアマネジメントの適正化を図ります。

(3) 住宅改修の適正化

施工後に確認調査を実施し、その改修で不適切な事例が生じていた場合は、必要に応じた実地検査や指導を行い、住宅改修の適正化を図ります。

(4) 事業者のサービス提供体制および介護報酬請求の適正化

事業者からの介護報酬請求が適正に行われているか、定期的に検査を行うとともに、利用者に対しても介護給付費を年2回(9月、3月)通知し適正利用を呼びかけます。また、医療情報との突合や縦覧点検を行い、不適切な事例があった場合は、県との連携により必要に応じた検査や指導を行い、事業者のサービス提供体制および介護報酬請求の適正化を図ります。

4 計画の進行管理

本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況などを定期的に把握することが重要になります。

そのため、年度ごとに計画の進捗状況を調査し、社会の情勢や市民の意向を踏まえながら、計画の効果的な推進に向けて適切な見直しを行っていきます。

また、計画の効果的な実施を進めるためには、計画に定めた内容についての継続的な調査と点検、評価が必要です。

介護保険給付においては、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、要支援・要介護認定者の状況を常に把握し、施設サービスや居宅サービス、地域密着型サービスの各サービスの利用状況、さらにはサービス事業者の事業に関する意向などを確認しながら、各年度において計画の達成状況を介護保険運営協議会等で点検・評価していきます。

